

競争的研究費からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の 活用に関する取扱いについて

令和3年3月19日

学長決裁

1. 趣旨・目的

この取扱いは、競争的研究費の直接経費から当該競争的研究費の研究代表者または研究分担者（以下「PI 等」という。）の人件費を支出することに伴い確保された財源（以下「研究環境改善費」という。）を活用するにあたり必要な事項を定め、もってPI 等の処遇改善、パフォーマンス向上を図るとともに、本学の研究力強化に資することを目的とする。

2. 対象事業

各府省が所管する競争的研究費のうち、資金配分機関が指定する事業とする。

3. 目標

研究者が安定して研究に専念できる環境の整備及び多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化

4. 目標を達成するための施策

- (1) 研究人材の戦略的強化
- (2) 多様かつ継続的な挑戦を支援する研究資金の配分
- (3) 魅力ある研究環境の整備

5. 留意事項

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のために判断するものであり、競争的研究費の直接経費からPI 等の人件費を支出することを本学が強制するものではない。
- (2) 人事給与マネジメントの改善等と一体的な実施により、「3. 目標」達成に向け、戦略的・実行的に取り組むこととする。
- (3) 各部局においては、別途定める「競争的研究費で雇用される研究者のエフォート管理の取扱いについて（令和3年3月19日学長決裁）」に基づき、適切なエフォート管理を行うとともに、PI 等が研究活動を確実に実施できるよう、研究時間の確保に努めること。
- (4) この取扱いについては、所属する研究者の意向等も踏まえ、2年毎を目途に見直しを行う。

6. その他

(1) 詳細については別途定めることとする。

(2) 各様式は一例であり、必要に応じて項目の追加・変更等を行うことを可能とする。

7. 適用開始日

この取扱いは、令和3年4月1日から適用するものとする。